

平成27年5月11日  
鶏卵公正取引協議会

## 平成26年度鶏卵の試買調査の結果について

### 1 調査の目的

本協議会は、平成16年に公正取引委員会より、鶏卵の表示について一般消費者に分かりにくい表示があるとの指摘を受けたことから、「鶏卵の表示に関する公正競争規約・施行規則（以下「規約等」という。）」を策定し、平成21年3月、「景品表示法」に基づき公正取引委員会の認定を受け、同年6月に鶏卵公正取引協議会を設立し、本規約等の普及、周知のための諸活動を行っているところです。

今回、市中で販売されている鶏卵について、規約等に定める必要表示事項、特定事項等の遵守状況について試買調査を行うことにより、鶏卵における表示の適正化を推進し、もって公正な競争の確保を図ることとしました。

### 2 調査の実施

#### (1) 調査対象

調査対象鶏卵は、消費者団体のご協力を頂き、無作為に量販店等で購入（原則として10個入り1パック、栄養強化卵については2パック。なお、6個入りの場合は2倍量とした。）し、クール宅急便にて当協議会事務局に送付した54商品（当協議会事務局購入分を含む。）である。これらの商品の事業者数は35のうち鶏卵公正取引協議会の会員数は22であった。これらのうち公正マークが表示されていたのは、8商品であった。

54商品のうち栄養強化卵等は28商品、その他の普通卵は26商品であった。購入地域は、北海道・東北地域8商品、関東地域22商品、中部・近畿地域9商品、中四国地域10商品、九州・沖縄地域5商品であった。

#### (2) 調査期間

鶏卵の購入日は平成27年2月28日～3月8日で、事務局への鶏卵の送付期間は3月2日～3月9日であった。

#### (3) 調査項目及び方法

##### ①鶏卵の重量及び品質

調査対象鶏卵の重量、ハウユニットについては、鶏卵公正取引協議会事務局において、調査鶏卵の到着日にEGGマルチテスタにより測定を行った。

## ②ラベルの表示内容

調査鶏卵のラベルの表示内容について、鶏卵の表示に関する公正競争規約及び施行規則に基づいて、必要表示事項、特定事項の表示基準等の遵守状況について調査を行った。

なお、本年4月から食品表示法が施行されているが、本調査は3月に実施したものであり、また、食品表示基準において生鮮食品は平成28年9月30日まで経過措置期間が設けられているため、従前の規制に基づき調査を行った。

## ③栄養強化卵等の成分分析

栄養強化卵等24商品については、強化した栄養成分(複数ある場合は2種類までとした。)等について鶏卵の到着日にクール宅急便にて一般財団法人日本食品分析センターへ送付し分析試験を依頼した。日本食品分析センターにおける分析試験の結果は、3月16日～3月23日に報告された。依頼した試験項目は次表のとおりであった。

試験項目	件数
ビタミンE	17
ビタミンD	6
葉酸	5
ビタミンB12	2
α-リノレン酸	2
DHA	2
アスタキサンチン	2
ビタミンK	1
EPA	1
セサミン	1
合計 10項目	39

## 3 調査結果の概要

当協議会の会員証紙審査委員会において本年4月24日に本調査について審議を行った結果の概要は次の通りであった。

### (1) 賞味期限の表示及び鶏卵の重量、品質

54商品すべてに賞味期限は表示されていた。購入日(2月28日～3月8日)時点の賞味期限の残日数は、6～20日に分布し、10日未満が10商品、10日以上が44商品であった。パック日表示があるものは5商品、採卵日表示があるものは4商品であった。

鶏卵の重量及びハウユニットの測定は、50商品について実施した。重量については特に問題はなかった。ハウユニットは平均85.8(63.9~91.7)で、70以上が49商品、70未満は1商品であった。

(2) ラベルの表示事項等の調査結果

不適切と考えられる表示内容	件数	検体No	規約該当条項
(1) 必要表示事項 ・名称：鶏卵の表示がなされていないもの ・内容量の表示がなされていないもの	1 (0) 1 (1)	52 22	規約第3条第1項第1号 規約第3条第1項第3号
(2) 特定事項の表示基準 ・栄養強化卵について通常の鶏卵の成分量と対比して表示がなされていないもの ・栄養表示基準上不適切な表示 ・栄養成分の試験分析値が表示値を下回るもの	1 (1) 1 (1) 2 (2)	27 22 27、47	規約第4条第1項第1号 規約第4条第2項第1号 "
(3) 不当表示の禁止 ・鶏卵の栄養成分について、事実と相違し又は実際のものより著しく優良であるかのように誤認されるおそれのある表示 ・鶏、鶏舎、卵の安全・衛生対策について事実と相違し、又はこれにより鶏卵の品質が実際のものより著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示	1 (1) 2 (0)	27 30	規約第6条第4号 規約第6条第6号
合 計	9 (6)		

(注1) 件数の( )内は非会員事業者数である。合計は、重複した商品を含む件数である。

(注2) 公正マーク表示の商品については、不適切な表示は認められなかった。

(注3) そのほか栄養強化卵について、普通卵と比べ強化された量又は割合が表示されていない事例が認められた。

(不適切な表示の主な事例)

- ・「名称：鶏卵」の表示がないものは不適切な表示である。また、「鶏卵」の表示は、義務表示であるアレルゲンの表示の代替表記となる。
- ・「内容量」の表示がないものは、不適切な表示である。

- ・「ビタミン、ミネラルが豊富！」の表示は、すべてのビタミン、ミネラルについて栄養成分表示がなされておらず不適切な表示である。
- ・「ビタミンE強化」と表示しているが、普通卵との比較表示がないものは不適切な表示である。
- ・「人の体内でEPA・DHAを合成する作用で体調維持に大きく貢献」の表示は、機能性表示のおそれがあり不適切な表示である。
- ・「農場HACCP取得」及び認証マークの表示は、消費者に製品認証の取得と誤認されるおそれがあるため不適切な表示である。
- ・「徹底した衛生管理と検査でサルモネラ菌フリー」の表示は、サルモネラ菌フリーの根拠がないと考えられるので不適切な表示である。

#### 4 調査結果の措置について

調査の結果、表示内容等が不適切との指摘を受けた会員事業者に対しては、鶏卵公正取引協議会から文書で改善のための指導や照会等を行うほか、比較的軽微なものについては、口頭で改善を指導することといたします。

また、会員外の事業者に対しては、表示内容が規約等に照らした場合に違反となるおそれがあるものについては文書等により改善を要望し、比較的軽微なものについては口頭で改善を要望するとともに「鶏卵の表示に関する公正競争規約」等についての周知及び協議会への加入の促進を図ることといたします。